

2011年5月27日

宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合

執行委員長 田中 実

## 2011年夏季重点要求書

貴職におかれまして、日頃地方行政推進に向けて御奮闘されていることに敬意を表します。

3月11日に発生した東日本大震災と福島原発事故による被害は、死者・行方不明者が2万4千人、避難所生活が現時点でも11万人と、人身でも地域・生活基盤の被害でも戦後最悪の被害をもたらしました。さらにその深刻な影響が、被災地・被災者はもちろん全国にも広がっています。被災地や被災者の方々のいのちと暮らしを守ることはもちろん、仕事や産業、生活基盤の立て直しなど、中・長期的な見通しを含めて全国的な力を結集していくことが必要です。私たち宇治市職労も、全労連・自治労連に結集し、支援カンパや物資、被災地への救援ボランティア活動等に積極的に取り組んできました。

被災自治体での、自らも被災しながら昼夜を分かたず住民のいのちを守るために業務に従事する自治体職員の猛奮闘が連日報道されています。その一方、この間、自公政権そして民主党政権が進めてきた地方行革・自治体リストラ、市町村合併によって自治体の職員削減や機能低下が被害を拡大し、復興作業にも大きな支障となっていることが改めて浮き彫りになりました。

また、菅政権は震災復興を名目に、消費税増税や、「社会保障と税の一体改革」として医療・年金などの改悪を進めようとしています。さらに、5月10日には国家公務員の本給・一時金を2013年度末まで10%削減するという提案を国公労連に行い、23日には「連合」と合意、来週にも関連法案を国会に提出するとしています。財政危機と東日本大震災への対処を理由としています。これは被災地で奮闘する自治体職員はもとより、全国の自治体が長期的取り組みとしてギリギリの人員の中で奮闘するなど、震災復興に向けた公務労働者の熱意とエネルギーを踏みにじるものです。公務員人件費は625万人もの労働者に影響を与えており、民間給与引き下げ含めさらなる消費不況・景気悪化につながるもので、被災地復興の妨げになることも自明です。大企業の内部留保の活用や、アメリカへのおもいやり予算・政党助成金の廃止、不要不急の公共事業中止等での対応こそまず必要ではないでしょうか。

私たち宇治市職労は、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に真正面から取り組み、住民の皆さんが安心して暮らすことができ、地方自治が息づく地域と自治体づくりを目標に運動に取り組んでいます。職員の英知を結集し市民生活を守る仕事を進めるためにも職員が健康で生き生きと誇りを持って公務に専念できる職場体制・労働条件が必要です。

以上の立場から、下記の通り夏季重点事項として要求します。当局として、市民の暮らしと職員生活を守る立場で充分検討され、誠意ある回答をされるよう求めるものです。

## 2011夏季重点要求書

1. 東日本大震災による被災地の復興、支援にむけて
  - (1) 被災地住民が元の生活を取り戻せるよう、住民本位の復興を進めること。被災者の支援と生活基盤・社会基盤の再建、地域経済の再生、被災地自治体の機能回復と強化へ、国が総力をあげて対応するよう求めること。
  - (2) 宇治市として、被災地への支援活動や、宇治市への避難者の支援を積極的に行うとともに、そのための必要な職場体制や環境を整えること。
  - (3) 福島原発事故に関わって、関係者・専門家等の英知を結集し一刻も早く事態の収束をはかるとともに、汚染拡大の抑止、被爆に対する被害対策、全国の原発の総点検や緊急対策をはかるよう国に求めること。
  - (4) 復興財源を名目にした復興税創設や消費税増税、公務員給与引き下げなど、安易な国民負担押しつけでなく、大企業の内部留保活用や大企業・大資産家への優遇税制廃止、不要・不急の公共事業の中止、アメリカへ思いやり予算や政党助成金廃止等で復興費用の捻出をはかるよう、国に申し入れること。
  - (5) 被災地をはじめ公務公共サービスを拡充するために公務員を増やすこと。そのために必要な財源の確保を求めること。
2. 国の公務員賃金引き下げ策動について
  - (1) 公務員賃金の「3年間1割カット」という方針を撤回するよう国に働きかけること。
  - (2) 財政難や国家公務員の賃金引き下げを理由とした、地方交付税削減など地方自治体へ負担・犠牲押しつけの動きに反対すること。
3. 当局の基本姿勢について
  - (1) 国・府からの不当な賃下げ・抑制指導に対して、地方自治の立場から毅然とした姿勢を示し労使自治を守ること。
  - (2) 職員生活を守る立場から組合要求に誠実に対応し、実効ある措置を行うこと。
4. 基本賃金について
  - (1) 2011年春闘要求項目の実現を図ること。
  - (2) 均衡待遇の原則に立って、臨時・嘱託職員の夏季一時金を始めとする賃金、労働条件は正規職員に準じること。
5. 夏季一時金要求について
  - (1) 夏季一時金については、2. 4月分プラス一律36000円を支給すること。
  - (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員最低10%加算とすること。最低でも4級加算については国基準にするとともに、1、2級について何らかの加算措置を行うこと。
  - (3) 一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。
  - (4) 一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

6. 諸手当について

- (1) 矛盾だらけの国の給地区分に基づく地域手当について、生活圈や職員の生活実態を踏まえ当面の措置として直ちに支給率の復元をはかるとともに、京都市並みの支給率への改善を図ること。
- (2) 月60時間を越える時間外勤務については割増賃金率を50%以上とした労働基準法改正の趣旨を生かし、時間外勤務手当を休日・祝日・深夜を200%に、その他を150%とすること。当面、45時間を越える残業について改善をはかるとともに、60時間を越える休日については160%とすること。

7. 夏季休暇を最低8日間確保すること。また、すべての職場で夏季休暇中の完全取得を保障する体制を確立すること。

8. 上半期の年次有給休暇の取得状況を踏まえ、実態に基づく必要な指導と対策を講じること。

9. この4月以降の月60時間を越える超勤の状況を踏まえ、当局及び当該所属長としてどう対応したのか、また当該職場への今後の対策について明らかにすること。

10. 空調の改善要求については、度ある毎に要求をしてきた課題であり、抜本的改善及び全庁的対策を講じること。また、職場状況に応じて空調運転を開始すること。

11. 定年延長が目前になる中で、再任用制度の課題と問題点を把握し、今後の方針を労使協議の上策定すること。